

道路に面したブロック塀をお持ちでないですか？

ひび

かたむき

高さ

気になるなら...

まずは相談！
"無料"で現地調査を行います！

福岡市ブロック塀等 除却費補助事業 について

福岡市では、**道路に面し、倒壊の危険性がある**ブロック塀等の除却費用の一部を補助することにより、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難経路を確保することを目的に、「福岡市ブロック塀等除却費補助事業」を設けています。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（万年塀及び門柱は対象外。）のことです。

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、ブロック塀等除却工事の内容などについて市と必要な協議をお願いします。（市職員又は専門家による現地調査を行います。）

※既に工事契約をした場合や、工事を開始・完了した場合は、この事業の対象となりませんのでご注意ください。

■補助内容、補助金の額

除却するブロック塀等の長さ（単位はメートルとし、1メートル未満の端数が有るときは、これを切り捨てる。）に5,000円を乗じた額と除却に要する費用の1/2に相当する額のどちらか低い額（計算した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。）とします。なお、補助金の額が1,000円に満たないときは1,000円とします。ただし、15万円を上限とする。

■補助対象工事

下記①～③の、道路に面して設けられているブロック塀等を除却する工事が対象です。

- ①高さが2.2mを超えるコンクリートブロック塀
- ②高さが1.2mを超えるコンクリートブロック塀で、控え壁が有効に設けられていないもの
- ③概ね1m以上のブロック塀で、調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの

※高さ2.2mはブロック11段程度、高さ1.2mはブロック6段程度、高さ1mはブロック5段程度です。（ブロック1個の高さは約20cm）

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部
建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

（裏面の『手続の流れ』をご覧ください）

■関連補助

ブロック塀の除却とあわせて新たに緑化される場合は、「緑化助成事業」が利用できる場合があります。詳細はホームページでご確認ください。

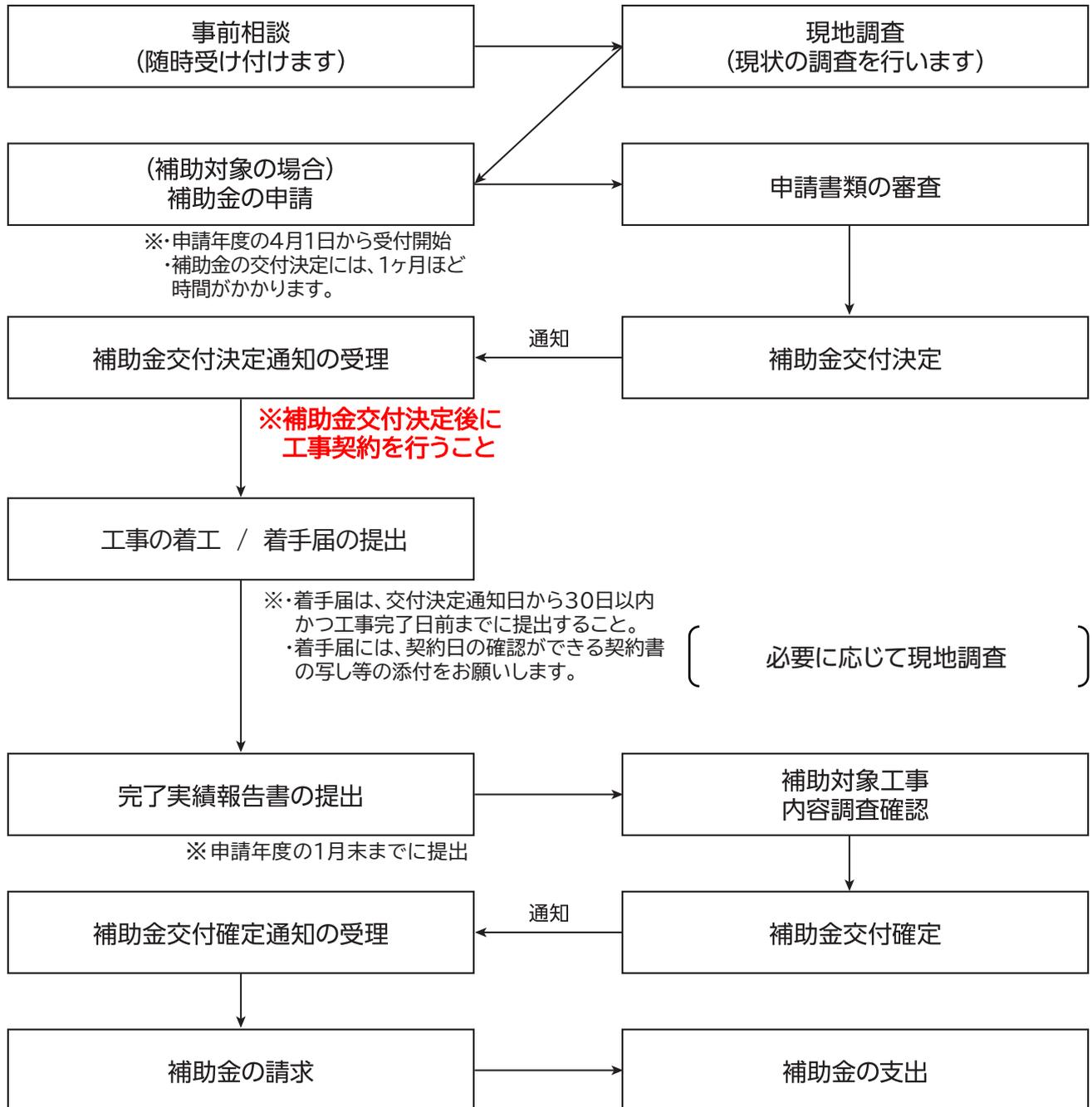
「福岡市緑のまちづくり協会 緑化助成事業」で検索。
または右記よりご確認ください。⇒⇒⇒⇒⇒⇒



福岡市ブロック塀等除却費補助事業『手続きの流れ』

申請者

福岡市



●代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、除却工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。